

目 次

公平委員会規則

ページ

- 1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…… 1

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 25 年 2 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「、庶務係長」を削り、

「

支 所	支所長、課長
水 道 局	局長、次長
みどりの里	館 長
教育情報センター	センター長

を

」

「

支 所	支所長、課長
教育情報センター	センター長

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。